【会社法】

株主総会資料の 電子提供制度の 実務対応



大江橋法律事務所 パートナー 弁護士/ ニューヨーク州弁護士 平井 義則

▶ PROFILE

y-hirai@ohebashi.com

第1 はじめに

令和元年会社法改正により導入された株主総会資料の電子 提供制度に関する規定が2022年9月1日に施行されました。そ して、6か月の経過期間を経て、2023年3月以降に開催される 株主総会からいよいよ実際に電子提供制度がスタートすること となります。

本稿では、株主総会資料の電子提供制度の概要を改めて確認しつつ、2023年株主総会において想定される実務対応上のポイントをご紹介いたします注)1。

第2 株主総会資料の電子提供制 度とは

株主総会資料の電子提供制度とは、株主総会資料(狭義の 招集通知、株主総会参考書類、事業報告、計算書類等)をホームページ等のウェブサイトに掲載するとともに、株主に対してそのウェブサイトのアドレスを書面で通知することによって(「アクセス通知」と呼ばれます。)、株主総会資料の書面での提供を不要とする制度です。

改正前の会社法のもとでも、株主総会資料を電磁的に提供 することは可能でしたが、個別の株主の同意が必要とされ、多数 の株主が存在する上場会社では現実的な選択肢ではありませ

注)1 本稿では、会社法を「法」、会社法施行規則を「施規」と表記して条文を引用することがあります。

んでした。また、従前よりいわゆるウェブ開示が認められていますが、ウェブ開示の対象となるのは株主総会資料の一部に限定されており、ウェブ開示を採用したとしても、株主総会資料は原則として書面で提供する必要がある点は変わりありません。

株主総会資料の電子提供制度は、このような会社法のルールの原則と例外を逆転させるものです。これにより印刷や郵送の時間を削減し、株主に対して早期に充実した株主総会資料を提供し、株主の議案の検討時間を十分に確保することが期待されています。会社法上は電子提供制度の採否は任意とされていますが、株主のために議案の検討時間を確保するという制度の目的に鑑み、上場会社は電子提供制度の利用が義務付けられています(社債、株式等の振替に関する法律159条の2)。

第3 2023年株主総会における実務 対応と留意点

■ 電子提供措置に関する留意点

(1)電子提供措置とは

電子提供措置とは、会社がインターネット上のウェブサイトに 株主総会参考書類等注)2の内容をアップロードする措置のこと をいいます(法325条の2柱書括弧書)。また、電子提供措置の 要件として、株主がプリントアウトできるものでなければならないと

注)2 株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類及び事業報告、連結計算書類のことをいい(法325条の2柱書括弧書)、電子提供措置がとられなければ株主総会の招集に際して書面で交付する必要のある書類です(法301条1項、302条2項、法437条、法444条6項)。

されており(施規95条の2、222条1項1号ロ、同条2項)、典型的にはPDFファイルをウェブサイトにアップロードすることになると想定されます。

電子提供措置事項注)3を掲載するウェブサイトの数は制限されておらず、自社によるウェブサイトである必要もありません。東京証券取引所のウェブサイト「東証上場会社情報サービス」(以下「東証ウェブサイト」といいます。)を電子提供措置をとるウェブサイトとして指定することも可能です注)4。そのため、後述(4)(2)のとおり、電子提供措置の中断への対応策として、自社のウェブサイトに加えて、東証ウェブサイトを電子提供措置のためのウェブサイトとして指定する会社が多くなると予想されます注)5。

(2) 電子提供措置期間と電子提供措置の開始のタイミング

電子提供措置は、株主総会の日の3週間前の日又は招集通知(アクセス通知)の発出日のいずれか早い日から開始し注)6、株主総会の日後3か月を経過する日までの間継続しなければならないとされています(325条の3第1項)。

実務的な留意点として、アクセス通知を株主総会の日の3週間前の日に先立ち送付する際は、当該発出の日が電子提供措置の開始日となり、その日の午前零時までに電子提供措置を開始しておく必要があると解されている点があります。アクセス通知の発送は日中に行われることになりますが、電子提供措置は、当該発出の日の午前零時に開始しておく必要があると解されますので、遅くともアクセス通知の発出日の前日の日中にはウェブサイトへの掲載を開始しておくことが必要となります。

また、東証ウェブサイトを利用する場合には、事前にTDnetへ

の登録が必要となりますが、東京証券取引所によると、株主総会資料が東証ウェブサイトに掲載されるタイミングは、会社が指定する公表日の午前1時頃になるとされていますので注)7、当該掲載日は、電子提供措置期間の計算に際して1日としてカウントできないと考えられます。東証ウェブサイトも電子提供措置として利用する以上は、法定の開始期限までに掲載が開始されているべきですので、TDnetへの登録の際には指定する公表日は想定の日より1日前倒しすべきことになる点に留意が必要です。

2 アクセス通知に関する実務対応

(1)アクセス通知への記載事項

電子提供措置をとる場合であっても、株主総会の2週間前までに狭義の招集通知を書面で発送する必要があり(法325条の4第2項、299条1項)、電子提供制度のもと、かかる通知は「アクセス通知」と呼ばれています。アクセス通知の記載事項は以下のとおりです(法325条の4第2項、施規95条の3第1項)。

- ① 株主総会の日時及び場所
- ② 株主総会の目的事項
- ③ 書面による議決権行使を認めるときは、その旨
- ④ 電磁的方法による議決権行使を認めるときは、その旨
- ⑤ 電子提供措置をとっている旨又はEDINET特例注)8を 利用している旨
- ⑥ 電子提供措置をとっているウェブサイトのURL等

注)3 電子提供措置の対象としなければならない情報であり、法325条の3第 1項各号に掲げる事項をいいます(法325条の5第1項)。

注)4 東京証券取引所「株主総会資料の電子提供措置における東証ウェブサイト利用時の留意点」。

注)5 全株懇の招集通知モデル(2022年10月21日全国株懇理事会決定)でも自社のウェブサイトに加えて東証ウェブサイトが指定されています。

注)6 さらに、上場会社は、株主総会の3週間前よりも早期に電子提供措置を開始するよう努めることが求められています(有価証券上場規程施行規則437条3号)。

注)7 脚注4「株主総会資料の電子提供措置における東証ウェブサイト利用 時の留意点|

注)8 電子提供措置開始日までに議決権行使書を除く電子提供措置事項を記載した有価証券報告書をEDINETを通じて提出した場合には、電子提供措置をとることを要しないとする特例が定められています(法325条の3第3項)が、実務的には、電子提供措置開始日までに有価証券報告書を提出することは極めて困難と思われます。

また、書面交付請求を行った株主に対して電子提供措置事項が記載された書面を交付したのち(後述3参照)、電子提供措置事項に修正が生じた場合、修正後の事項についてウェブ修正の方法により周知する旨を招集通知と併せて通知している場合は、書面交付請求を行った株主に対して、修正を反映した書面を交付することは必要ないと解されています注)9。そのため、アクセス通知には、従前の招集通知と同様にウェブ修正に関する案内も記載しておくことが通例となると考えられます。

(2)アクセス通知とともに任意に送付する書面

このとおりアクセス通知に記載すべき事項は非常に限定的で すが、法定の事項が記載された書面のみを送付すると、必要な 情報が書面で提供されないことから、とりわけ個人株主に関して 議決権行使比率が低下するなどの混乱が生じることが懸念され ています。そこで、アクセス通知とともに任意の書面を郵送するか どうか、その場合の書面の内容をどのようにするかが重要な検討 事項の一つとなっています。選択肢としては、法定のアクセス通 知のみを送付する、従前の招集通知と同様に株主総会資料・ 式を送付する(「フルセット・デリバリー」と言われています。) ほか、 電子提供措置事項のうち株主の関心の高い情報のみ記載した サマリー資料を作成し送付する、議決権行使比率の低下を防ぐ 観点から株主総会参考書類のみを送付するなどが考えられま す。電子提供制度が導入された法改正の趣旨からは、書面で交 付すべき資料は削減することがあるべき姿と言えますが、個人株 主を中心に書面を求める声は根強くあり、2023年の株主総会 についてはフルセット・デリバリーを続ける会社が約5割にのぼる という調査結果も報道されています注)10。こうした他社の動向も 踏まえ、今後、フルセット・デリバリーを採用することを決定する会

社がより増えてくることも予想されますが、後述5(3)のとおり、書面による資料の提供には反対の意見もあります。電子提供制度の開始初年度である2023年株主総会に関してはフルセット・デリバリーを採用した会社であっても、2024年以降の株主総会においては方針を変更する可能性も見込まれますので、今後の実務動向には注視を継続することが必要となります。

3 書面交付請求への対応

(1)書面交付請求とは

インターネットの利用が困難な株主の利益の保護のため、会社に対して、電子提供措置事項が記載された書面(以下「電子提供措置事項記載書面」といいます。)を交付することを請求できる書面交付請求の制度が用意されています(法325条の5第1項)。書面の交付を希望する株主は、株主総会の基準日までに請求することが必要ですが(同条2項)、一度行った書面交付請求はその後の全ての株主総会との関係で有効です。会社は、書面交付請求を行った株主に対して、アクセス通知の送付の際に、電子提供措置事項記載書面を交付しなければなりません。

(2) 電子提供措置事項記載書面の範囲の検討

電子提供措置事項記載書面には、電子提供措置事項の全てを記載することが原則ですが、定款の定めがある場合注)11、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、記載を省略することが可能です(法325条の5第3項)。電子提供措置事項記載書面から省略できる範囲は、会社法施行規則95条の4で規定されていますが、現在、省略可能な範囲を拡大する方向での改正が予定されています注)12。法務省

注)9 竹林俊憲「一問一答 令和元年改正会社法」(商事法務、2020年) 30頁。

注)10 日本経済新聞電子版2022年11月29日「株主総会の招集通知、5割が「完全版」の郵送継続」

注)11 2022年の株主総会において、多くの会社が、全株懇の定款モデル (2021年10月22日全株懇理事会決定)を参考に書面交付請求を行った株主に対して交付する書面から省略を認める定款規定を設けています。

注)12 「会社法施行規則等の一部を改正する省令案」が、2022年10月7日から同年11月7日の期間でパブリック・コメント手続きに付されました。本稿脱稿時点で結果は公表されていません。

による施行規則の改正案が予定どおり施行されると、コロナ禍でのウェブ開示の特例と同様、①貸借対照表、損益計算書並びにこれらの監査報告及び会計監査報告、②連結貸借対照表及び損益計算書の省略が可能となり、単体及び連結のいずれについても計算書類の全てを電子提供措置事項記載書面から省略可能となることに加え、③事業報告の省略可能な範囲も拡大されます注)13。

各社においては、電子提供措置事項記載書面から記載を省略するかどうか、省略する場合にはどの範囲で省略するかの検討が必要となります。その際の1つの視点としては、電子提供措置事項記載書面からの省略の規律は、基本的にウェブ開示の規律と平仄を合わせられているため、従前、ウェブ開示の対象としていた事項は、電子提供措置事項記載書面の対象からも除外するという対応が考えられます。他方、電子提供措置事項記載書面は、書面交付請求を行った株主に対してのみ送付するものであるため、書面交付請求を行う株主が限定的である場合には、あえて一部を省略する手間をかけることなく、電子提供措置事項の全てを印刷して交付するという対応も考えられるところです。また、フルセット・デリバリーを行う会社においては、書面交付請求を行ったか否かにかかわらず株主総会資料の一式を送付することになるため、別途の検討は不要ということになります。

電子提供措置事項のうち株主総会参考書類に記載すべき 事項を電子提供措置事項記載書面から省略する場合には、取 締役会における株主総会の招集決議の際の追加的な決議事 項となるため(法298条1項5号、施規63条3号ト)、留意が必要 です。

(3)任意の提供要請への対応

書面交付請求は基準日までに行使することが必要とされていますので達)14、書面交付請求が基準日後に到達しても、当該年度の株主総会資料を書面で交付する必要はなく、翌年度以降の株主総会との関係で書面交付請求を受けたものとして取り扱えば足ります。もっとも、2023年株主総会に関しては、株主の制度への理解の浸透が不十分である可能性を考慮し、基準日後の書面交付請求に対しても、会社が任意に株主総会資料を提供することは可能です。かかる取扱いを採用する場合は、株主平等原則の関係から、要請のあった株主全員に提供することが望ましいため、場当たり的な対応になることがないよう事前に方針を決めておくことが好ましいでしょう。

(4)書面交付を終了する旨の通知及び催告

上記(1)のとおり、書面交付請求は、一度行われるとその後の全ての株主総会との関係で効力が維持されることから、書面交付請求が不必要に累積していくことが懸念されます。そのため、株主が書面交付請求をした日から1年を経過したときは、会社は、書面交付請求をした株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、異議があれば1か月以上の一定期間内に異議を述べるよう催告できることとされています(法325条の5第4項、第5項)。

書面交付請求は電子提供制度の施行日である2022年9月1日より可能となっているため、このような通知・催告が実施できるようになるのは、早くても2023年9月1日以降です。そのため、2023年の3月総会や6月総会との関係では検討は必要ありませんが、2024年の株主総会との関係では、上記通知・催告が実施可能となることから、実務動向がどのようなものになるかに

注)13 法務省令の改正後も省略できない事業報告の内容としては、①重要な資金調達、設備投資、組織再編等に関する事項(施規120条1項5号)、②重要な親会社、子会社の状況(同項7号)、③会社役員の氏名(同121条1号)、④会社役員の地位及び担当(同条2号)、会社役員の報酬等に関する事項(同条4号から6号の3)があります。

注)14 加えて、全株懇の株式取扱規程モデル(2022年4月8日全株懇理事会決定)を踏まえ、株式取扱規程において書面交付請求の方法を書面に限定していることが多いと思われます。

ついて注視が必要となります。ただし、書面交付請求を行っていない株主に対しても任意に書面を交付する会社が多数である状況に鑑みると、終了通知・異議催告通知を速やかに実施する会社は限定的となる可能性が見込まれます。

4 電子提供措置の中断とその備え

(1)電子提供措置の中断とは

電子提供措置はウェブサイトへの掲載という方法で行われる ため、通信障害により株主総会資料の閲覧ができなくなる事態 やハッキングにより資料が改ざんされる事態が生じる可能性があ ります。このような事態は電子提供措置の「中断」といい(法325 条の6柱書括弧書)、株主総会の日までの期間中に中断が生じ た場合には、一定の要件を充足した場合の救済措置の適用が 受けられない限り、株主総会決議の決議取消事由となる可能性 があるため、十分な準備が必要です。

(2)電子提供措置の中断への備え

電子提供措置の中断について救済を受けるためには、中断の時間が一定の範囲内である必要があります(法325条の6第2号、第3号)。そのため、電子提供措置の中断への備えとして、まず、電子提供措置が継続していることを記録化する準備が重要です。自社においてサーバーのログをとるようシステム部門と連携したり、電子公告調査機関による任意調査のサービスを利用するなどの選択肢が考えられます。

また、救済の要件の一つとして、中断が生じたことを知った後速やかにその旨、中断が生じた時間及び中断の内容について追加的な電子提供措置をとることも必要とされています(法325条の6第4号)。事前準備がないと、万一中断が生じた場合に混乱する可能性がありますので、中断が生じた場合に備え、追加的な電子提供措置のためにどのような書面を作成するのか事前に把握しておくことが好ましいでしょう注)15。

電子提供措置をとる一つのウェブサイトで閲覧ができない事態となったとしても、その他のウェブサイトで閲覧が可能であれば、電子提供措置の中断は生じていないと扱われます。そのため、複数のウェブサイトで電子提供措置をとることが好ましく、自社サイトのほか、東証ウェブサイトを活用する会社が多くなると思われます。

その他、電子提供措置期間中にホームページのメンテナンスや更新を行った結果、アクセス通知に記載したURLやアクセス手順で電子提供措置事項が掲載されたウェブページに到達できなくなるという事態が発生しないよう、関連部署への周知も必要です。

5 株主総会の当日の対応と株主への周知

(1)書面の配布

株主総会の当日の対応に関する検討点として、株主総会の受付において、電子提供措置事項が記載された書面を配布又は備置するかどうかという点があります。従前から、株主総会の受付において、ウェブ開示の対象とした事項を印刷した書類を用意する例は多数あり、電子提供制度が適用された株主総会においても、来場した株主には電子提供措置事項を印刷した書面を用意し、議事進行中に手許で確認してもらうという運用を採用することが考えられます。

(2)シナリオの見直し

また、株主に対して交付する書面に応じて、シナリオの見直しの要否を検討する必要があります。従前から、株主総会のシナリオでは、「お手許の招集ご通知〇頁に記載のとおり」という表現が使われることが多いところ、招集通知の送付に際してアクセス

注)15 東京株式懇話会「電子提供制度の実務対応」95頁において、追加的な電子提供措置の記載例が紹介されており参考になります。

通知やサマリー資料のみを送付するという方針にした場合、株主の手許にある資料と説明内容が対応しているとは限らないため、「当社ウェブサイト記載のとおり…」や「前方スクリーンのとおり…」といった表現への変更が必要となります。

他方、フルセット・デリバリーを行う場合や受付で電子提供措置事項を印刷した書面を交付する場合には、従前どおりのシナリオで対応できることが多いと思われます。

(3)想定問答

株主総会当日は、株主から電子提供制度に関して質問が行われることも予想されます。想定問答を準備するにあたっての留意点は、書面の交付については賛成と反対の両方の考えがあるという点です。仮に、アクセス通知のみを送付するという対応をとる場合、書面の交付を望む株主からは、「他社では任意に書面を交付している例も多いのに、なぜ当社は配布しなかったのか」といった質問がなされる可能性があります。他方、株主の便宜を重視しフルセット・デリバリーを採用した場合には、「法改正の趣旨やデジタル化の時代の流れに逆行する」という意見や、自社のサステナビリティの方針との矛盾を問う質問がなされる可能性も否定できません。想定問答の作成にあたって、自社が採用した立場とその論拠をきちんと説明できるよう準備しておくことが肝要です。

(4)株主への周知活動の継続

仮に、株主の混乱防止などの観点からフルセット・デリバリーの対応を採用した会社であっても、電子提供制度が導入された趣旨に鑑みれば、書面を希望する株主は書面交付請求を行うべきであって、株主に対して一律に交付する書面は削減すべきと言えます。そのためには、現時点ではまだまだ十分とは言えない電子提供制度に関する株主への周知をより一層高めていくための取組みが必要です。2022年株主総会に際して電子提供制度に関する案内文を招集通知や決議通知に同封する取組みを実施済みの会社も多いところですが、2023年株主総会につい

ても同様の取組みを行う、株主総会の会場でも制度の説明を行う、自社ホームページでも案内を掲載するなどの周知活動を継続し、電子提供制度への円滑な移行を進めていくための準備が必要と考えられます。

以上